

# 自治労学校事務協議会 通 信

No.37

自治労学校事務協議会

<http://www.gakuro.com>

事務局 中 村

自治労横浜大会

学校事務協議会幹事会 8月25日(月), 自治労大会 8月26日~29日

## 「中高一貫校」100校を超える

文科省が全国に500校の設置を目指している中高一貫校は2003年度45校が設置され、制度化5年で118校となった。今後はそれぞれの独自性が求められる。

「構造改革特区」では、群馬県太田市の「外国語教育特区」に、4月21日、認定証が渡された。12年制の小中高一貫校を新設し、国語以外のほとんどの教科を国の検定済み教科書の英訳版を使う「英語イマージョン」(英語漬け)教育を行う。市と企業による学校法人が学校を運営。5月の連休明けにも有識者で構成する「英語教育特区一貫校支援検討委員会」を発足させ、作業に着手する。2005年4月の一部開校を目指す。初年度は小学1年60人、同4年30人、中学1年90人を募集する。必要な資金20億円のうち、14億円を企業などからの出資を募り、6億円は補助金で賄う計画だ。各学年は30人学級を2クラスずつ置き、高校まで全学年がそろうと720人の学校となる。また、東海地区で「トヨタなどが計画している学校については、株式会社方式での設立を考えてほしい」と、鴻池祥肇・特区担当相は5月15日、日本経団連の奥田碩会長(トヨタ自動車会長)と懇談し、構造改革特区を定着、発展させるため協力を要請した。

## 義務教育費国庫負担制度(2兆8円億円)をめぐる情勢

議論の流れは、税源移譲なしの国庫補助負担金の削減である。財務省主導の流れができつつある。地方自治の充実の視点ではなく、国家財政の健全化しかないかのようである。このままでは、教職員の給与制度は(国準拠から解き放たれ)削減される可能性が高まる。

地方分権改革推進会議は5月7日、義務教育費国庫負担制度など11項目を対象に上げた提案を小泉首相に提出した。地方分権改革推進会議は5月14日、「小泉改革」の焦点に浮上している地方税・財政改革をめぐり協議、水口弘一議長代理は同会議がまとめる報告書の原案となる試案を提出した。同案は(1)地方に配分している地方交付税を「地方共同税」と「財政調整交付金」に再編(2)地方の歳入不足を埋めている現行の地方財政対策は廃止(3)国から地方への税源移譲は増税を伴う税制改正まで先送り - など。

自治体の要望が強い税源移譲の先送りは地方の反発が確実なうえ、神野直彦東大教授など委員4氏が独自に会見し運営方法などを批判するなど、調整は難航することが予想される。神野教授の意見書は、税源移譲を先送りする改革案を「三位一体の改革になってないばかりか、今までの地方分権の流れを唐突に転換しようとするもの」と批判。さらに同案が税源移譲しないまま、国庫補助負担金や地方交付税の削減を提言している矛盾を指摘し「実現性に問題のある責任のもてない案」と評している。神野教授の意見書に賛同したのは赤崎義則鹿児島市長、岩崎美紀子筑波大教授、谷本正憲石川県知事の4委員。地方制度調査会は5月21日、専門小委員会で「三位一体の改革」に関する意見書を決め、23日の総会で決定する。

経済財政諮問会議は5月8日、地方への補助金削減、税財源移譲、交付税改革について各省の事務次官を集めて協議する方針を明らかにした。6月下旬にまとめる「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に2006年までに4カ年計画で削減規模や税源移譲の方法を盛り込む。9日の次官級協議の初会合では反発が強く出された。

閣僚懇談会(5/9)において小泉首相は7日の地方分権改革推進会議の報告書に沿って改革すること。「省益打破」を指示した。また、5月13日の閣議後の会見で塩川財務大臣は国庫補助負担金の削減について議論ばかりせず11項目から3~4項目を絞り込んでモデルを示すべきと指摘した。

民間シンクタンク「構想日本」(加藤秀樹代表)は5月9日、国から地方への補助金と地方交付税(計30兆円)を全廃する代わりに15兆円を地方に税源移譲する案を発表した。2000年度の国と地方の総税収は85兆円。あるべき配分比で試算すると国の税収は34兆円。都道府県19兆円。市町村31兆円の計算。構想日本によると、自主的にできない事業は金額ベースで教育分野が最も高く71%にもあがる。

文科省は5月15日、中央教育審議会に6・3制の見直しなど義務教育の包括的な見直しを諮問した。諮問は「今後の初等中等教育改革の推進方策について」と題され(1)義務教育など学校教育の制度のあり方(2)教育課程と指導の充実、改善方策の二本柱を掲げた。修学時期の弾力化、株式会社などの学校経営参加、義務教育費国庫負担制度など、従来の義務教育の概念を根本から見直すもの。中教審は結論の出たものから順次答申を出し、文科省は学校教育法など改正を進める方針。経済財政諮問会議など義務教育費国庫負担制度が問われていることに対応し、教育は国が責任を持つもの、財政的にも国庫負担制度が必須との理論的な裏付けをつくろうとするもの、と思われる。しかし、内容的に見ると国が公教育を行う義務をなし崩し的に放棄する諮問項目。地方自治体が公的な教育を政策的にも財政的にも担える力量をつける方策は提示されないままに、中央のみの見直しが進められている。全国知事会(会長・土屋義彦埼玉県知事)など地方6団体は5月16日、13人の有識者らで構成する「地方自治確立対策委員会」を設立、地方分権の推進につながる地方行財政の在り方について検討、提言をまとめ、政府に実現を求めていく。税源移譲の「三位一体」改革の論議が本格化する中、6団体の意向を論議に反映させる狙いがある。しかし、地方分権に立った公教育の在り方ではなく、財政問題でしかない。

## 学校でも受動喫煙防止／健康増進法5. 1より施行

健康増進法では、個人、学校、事業者、行政等がそれぞれの立場で健康増進に努めることが法的に義務付けられたほか、特に、学校、体育館、病院、飲食店、官公庁施設等の多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙の防止対策を講じるように求めている。

県レベルでは和歌山、茨城などで全県の公立学校で全面喫煙禁止が打ち出されている。

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

### ◇勤務校変更(神奈川幹事)

天野 優 (横浜市立磯子小学校)

〒235-0015 神奈川県横浜市磯子区久木町11-1

045-751-0765 FAX: 045-753-4394